

## 子ども・子育て新システムの基本的方向(案)

### 【目的】

子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

### 【方針】

以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

### 【新システムとは】

以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

## **新システムにより実現されるもの**

### **○ 幼保一体化による幼児教育・保育の一体的提供**

- ・ すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針（こども指針（仮称））を創設
- ・ 幼稚園・保育所の垣根を取り払い（保育に欠ける要件の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化
- ・ 新システムの下で幼児教育・保育を一体化した「幼保一体給付（仮称）」を創設

### **○ 仕事と生活の両立支援と子どものための多様なサービスの提供**

- ・ 妊娠～育児休業～保育～放課後対策の切れ目のないサービスを保障
  - 育児休業の給付と保育を一元的に制度から保障し、育児休業明けの円滑な保育サービス利用を保障
  - 多様な働き方、ニーズに応じ、多様なサービスを独立した給付類型として創設（※）
  - 「小一の壁」に対応し、保育サービス利用者が就学後の放課後対策に円滑に移行できるよう、放課後対策の抜本的拡充、小四以降も放課後対策が必要な子どもに、サービスを提供

※ 多様な給付メニュー：家庭的保育、小規模サービス、短時間利用者向けサービス、早朝・夜間等保育サービス、事業所内保育サービスなど

### **○ 待機児童の解消（集中的整備や多様な提供主体の参入等）**

- ・ 保育所を始めとして、多様な給付メニューを集中的に整備（子ども・子育てビジョンの目標達成）
- ・ 非正規労働者、自営業者、求職者にも両立支援としての給付を確実に保障し、利用者が選択できる給付を保障
  - 親の就労状況に応じた公的保育サービスの保障
  - 市町村の関与の下、利用者と事業者の公的保育契約
  - 一定の利用者負担の下、利用者に対し、必要な費用を保障
  - 必要な給付の保障責務や利用者の支援など、市町村の責務の明確化
- ・ イコルフッティングによる多様な事業者の参入促進
  - 給付類型ごとに客観的基準を設定し、当該基準を満たせば多様な事業主体の参入を可能とする指定制度の導入
  - 施設整備費（初期投資費用）の在り方、運営費の使途範囲、配当、会計基準についての一定のルール化
- ・ 施設型保育だけでなく、地域における NPO 等による家庭的保育、小規模サービス等の取組支援の拡充

## 5つの視点からの制度改革

### 【子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築】

- ・ 事業ごとに制度設計や財源構成が様々に分かれている子ども・子育て支援対策を、新しい制度（システム）の下に再編成。  
→ これにより、制度・財源・給付の一元化を実現し、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現

### ○ 利用者本位のサービスの包括的・一元的提供

- ・ 現金給付・現物給付の市町村の裁量による一体的提供
- ・ 幼保一体化の実現（幼保一体給付（仮称）の創設）
- ・ 基礎給付と両立支援・幼児教育給付の2階建ての給付設計により、親の就労状況に応じた多様な給付を保障

基礎給付（仮称）：子ども手当、一時預かりや地域子育て支援等、すべての子どもの育ちを支援する給付（1階）

両立支援・幼児教育給付（仮称）

：幼保一体給付（仮称）や育児休業給付等、仕事と子育ての両立支援と、幼児教育を保障する給付（2階）

### ○ 基礎自治体による自由な給付設計

- ・ 子ども子育て支援に関する権限と財源は原則市町村（基礎自治体）へ
- ・ 新システムの下で、現金給付・現物給付の組合せ（配分）や給付メニューの設定（選択）など、市町村が自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計できることを保障

### ○ 子ども・子育て基金(仮称)/特別会計の創設による負担金・補助金の包括的な交付

- ・ 市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、新システムに関するすべての子ども子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を子ども・子育て基金(仮称)/特別会計に一本化し、そこから市町村に対し包括的に交付  
→ 地方の財源とあわせて、市町村が地域の実情に応じ、主体的に決定できる給付を実施

### ○ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

- ・ 社会全体で支えるという理念に基づき、国・地方・事業主・個人がそれぞれ費用を負担

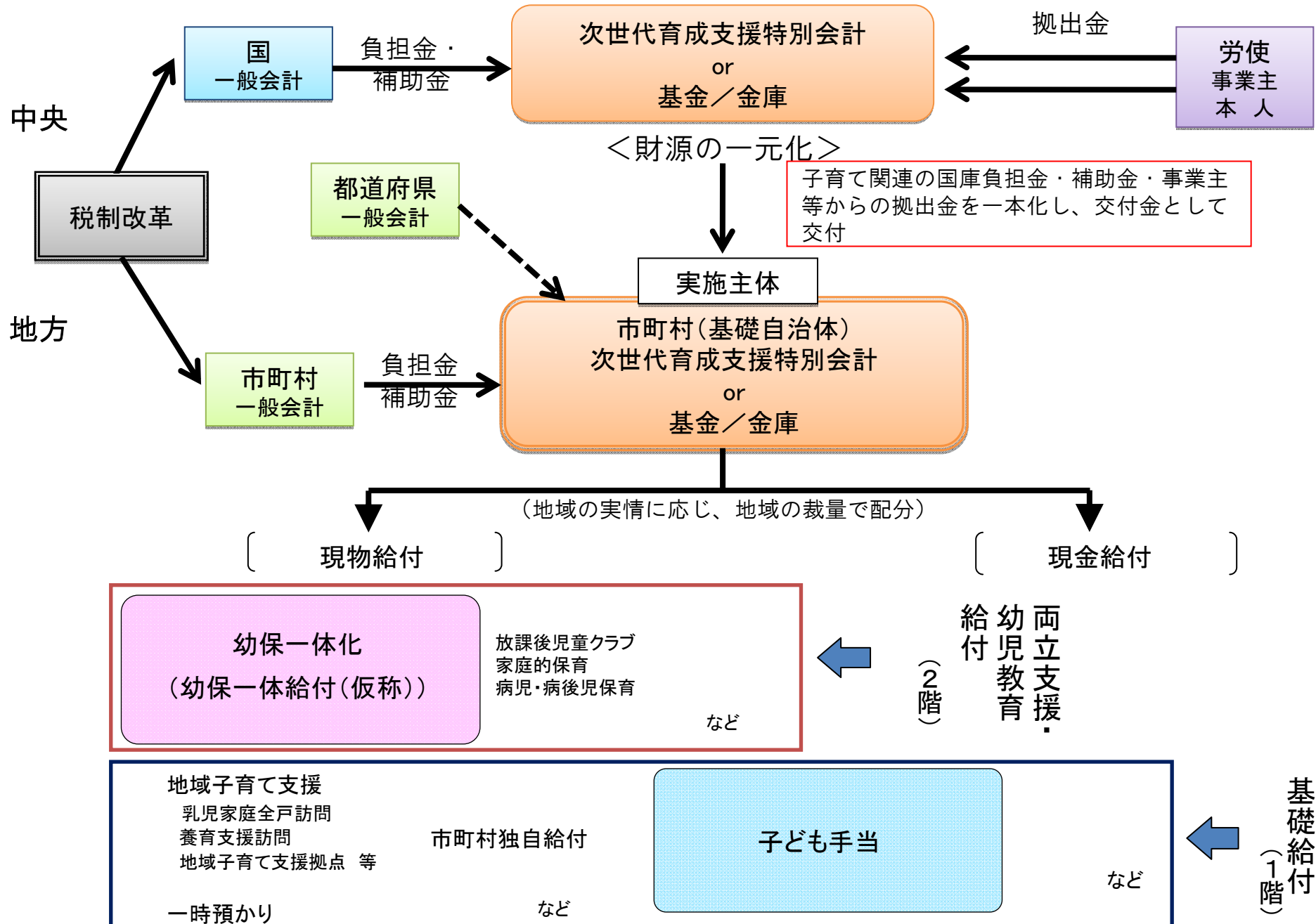
### ○ 新システム実施体制の一元化

- ・ 子ども家庭省（仮称）の創設

### ■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 地域主権戦略会議や国と地方の協議の場等を通じ、地方の意見を反映

# 制度設計のイメージ



# 児童・家庭関係支出額

(平成22年度予算ベースの粗い推計)

未定稿

|                      | 現物給付                                                                                                                                                                     | 現金給付                                                                                             |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 両立支援・幼児教育給付等<br>(2階) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所等 10,700億円</li> <li>・放課後児童クラブ 700億円</li> <li>・病児・病後児保育、休日、延長等 1,000億円</li> <li>・就学前教育 3,600億円等</li> </ul> <p>計 16,100億円</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業給付 3,600億円等</li> </ul> <p>計 4,300億円</p>              |
| 基礎的給付等<br>(1階)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点 700億円の内数</li> <li>・一時預かり 700億円の内数</li> <li>・社会的養護 1,700億円等</li> </ul> <p>計 5,000億円</p>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども手当(児童手当2月分を含む) 24,200億円等</li> </ul> <p>計 35,500億円</p> |
| 計                    | 21,100億円                                                                                                                                                                 | 39,800億円                                                                                         |

総合計 60,900億円

# 子ども・子育て新システム構築と成長戦略

## 利用者（子ども）中心の抜本的な制度改革

- ◆ すべての必要な子どもに例外のない保育サービスの保障
  - ・ 客観的な基準に基づき保育の必要性の認定・地位の付与
  - ・ 潜在的な需要を顕在化
- ◆ 市町村の責務の下、利用者と事業者の公的保育契約
  - ・ 利用者がサービスを選択可能な仕組み
- ◆ 利用者に対する必要な費用保障
  - ・ 利用者に対し、一定の利用者負担の下、必要な費用を保障（事業者が代理して受領）
- ◆ 市町村の責務の明確化
  - ・ 例外のない公的保育サービスの保障責務、質の確保された公的保育サービスの提供責務、適切なサービスが確実に受けられるような利用者支援、保育サービス費用の支払い義務、の明確化

## 多様な利用者ニーズ・潜在需要に対応したサービス量の拡充

- ◆ サービスメニューの多様化
  - ・ 家庭的保育、小規模サービス、短時間利用者向けサービス、早朝・夜間等保育サービス、事業所内保育サービス等多様なサービス類型を創設
  - ・ それぞれの類型ごとに事業者を指定し、指定事業者がサービスを提供
- ◆ イコールフッティングによる多様な事業者の参入の促進
  - ・ 客観的基準による指定制の導入
  - ・ 施設整備費（初期投資費用）の在り方、運営費の使途範囲、配当、会計基準についての一定のルール化
  - ・ NPO等による家庭的保育、小規模サービス等の取組支援
- ◆ 放課後児童クラブの量的拡充と利用時間の延長
- ◆ サービスの質の向上

## ■雇用の拡大

☆子育てサービス従事者増  
☆女性の労働力増

## ■多様な子育てサービスの拡充

## ■所得の増

## ■将来の経済社会の担い手の増